

白神山地世界自然遺産登録 30 周年記念

キャッチコピー & ロゴマーク

使用ガイドライン

令和 5 年 4 月 28 日

白神山地世界遺産 30th Anniv.

変わらずに、変わり続ける。



環白神エコツーリズム推進協議会

白神山地世界自然遺産登録 30 周年記念キャッチコピー&ロゴマーク 使用ガイドライン

1 ガイドライン趣旨

本ガイドラインは、白神山地世界自然遺産登録 30 周年事業のシンボルとなる「白神山地世界自然遺産登録 30 周年記念キャッチコピー&ロゴマーク」を、記念イベント、刷り物等で皆さまにご使用いただくため、使用にあたっての必要な事項を定めたものです。

【白神山地世界自然遺産登録 30 周年とは】

白神山地はアジアで最大の原生的なブナ属の森林が広がる地域で、約 12000~8000 年前から北日本の丘陵や山地を覆っていた冷温帯ブナ林が残存しています。

ブナ林の優占度の高さや優れた原生状態の保存、動植物相の多様性で世界的に特異な森林であり、氷河期以降の新しいブナ林の東アジアにおける代表的なものであることが評価されたことで 1993 年 12 月 11 日に世界自然遺産に登録されました。2023 年で 30 周年を迎えることとなります。

2 定義

「白神山地世界自然遺産登録 30 周年記念キャッチコピー&ロゴマーク」(以下「ロゴマーク等」という。)は、環白神エコツーリズム推進協議会(以下「協議会」という。)が著作権を保有します。

本ガイドラインにおいて、「ロゴマーク等」とは、白神山地が世界自然遺産に登録されてから 30 周年を記念して実施する「白神山地世界自然遺産登録 30 周年記念事業」のシンボルとなる図案をいいます。

3 ロゴマークの意味

- ・ここにおける白神山地は、遺産登録エリアだけでなく、遺産登録周辺エリアをも意味しています。
- ・「変わらずに、変わり続ける。」というキャッチコピーは、世界遺産の価値を変わらずに未来へ引き継ぐという方向性を伝えつつ、理解を進めるために、新たなものを取り入れ、私たちは変わり続けるという意味を込めています。環白神という一つの白神山地としての新たな可能性の場を目指すメッセージです。

白神山地世界遺産 30th Anniv.

変わらずに、変わり続ける。

4 使用目的

ロゴマーク等は、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合に使用することができます

す。

- (1) 白神山地を盛り上げたいという想いをもち者が、その活動を白神山地世界自然遺産登録 30 周年記念として実施するとき
- (2) 白神山地世界自然遺産登録 30 周年記念キャッチコピーのコンセプトであるツーリストへその意思を表明する、又はその想いを広めるために使用するとき
- (3) 白神山地世界自然遺産登録 30 周年記念事業（構成する個別の事業を含みます。）及び白神山地を P R する（※）ために使用するとき

ただし、ロゴマーク等を商品の主要な要素とする場合は、使用が認められない場合があります。また、ロゴマーク等の使用者の事業内容や、商品・サービスの品質などを保証するものではありません。

※ ロゴマーク等の使用によって、白神山地世界自然遺産登録 30 周年記念事業及び白神山地の周知に寄与すると考えられる取組をいいます。

（使用例）

- ・ チラシやポスター、パンフレットなど、P R 目的の製作物での使用
- ・ 市町村内外への周知に寄与する商品やサービスにおける使用

5 使用料金

ロゴマーク等の使用料金は無料です。

6 使用申請

- (1) 次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、申請は不要です。

ア 協議会の会員【弘前市、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、能代市、八峰町、藤里町】（以下「会員」という。）及びオブザーバー機関【環境省、林野庁、青森県、秋田県】（以下「オブザーバー」という。）が使用するとき

イ 協議会、会員及びオブザーバーの委託事業や共催・後援事業など、白神山地と関係する事業において使用するとき

ウ 会員の出資団体又は市町村有施設の指定管理者が使用するとき

エ 国又は地方公共団体が業務で使用するとき

オ 報道機関が報道のために使用するとき

カ 個人が営利目的以外で使用するとき（例：個人名刺への貼付、SNSでの発信など）

キ その他事務局が適当と認めるとき

- (2) 使用申請を行う場合は、「白神山地世界自然遺産登録 30 周年記念キャッチコピー & ロゴマーク使用（変更）申請書」（第 1 号様式）に使用デザイン案（写真も可）を添付して、使用開始の 2 週間前までに事務局に提出してください。

(郵送又は持参による提出先)

〒018-3203 秋田県山本郡藤里町藤琴字里栗 63

環白神エコツアーリズム推進協議会事務局 キャッチコピー&ロゴマーク申請受付担当 宛て
(電子メールによる提出先)

E-mail:contact@shirakamisanchi.org

(3) ロゴマーク等のデータは、環白神エコツアーリズム推進協議会ホームページからダウンロードしてください。

<https://onl.bz/K8gY1yw>

8 使用期間

ロゴマーク等を使用できる期間は、事務局が承認した期間(承認日から令和6年(2024年)3月31日までを最大とする。)とします。

ただし、当該期間内に製品等に付されたロゴマーク等については、当該期間を超えて使用することができます。

9 使用上の留意事項

ロゴマーク等の使用にあたっては、次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 使用の承認を受けた事項以外に使用しないでください。
- (2) 別紙「白神山地世界自然遺産登録 30 周年記念キャッチコピー&ロゴマークデザインマニュアル」(以下「デザインマニュアル」という。)を遵守してください。
なお、デザインマニュアルに掲載されたパターン以外での使用を希望する場合は、協議会に申し出て協議してください。
- (3) 使用の承認を受けた権利を他人に譲渡、貸与できません。
- (4) 承認に係る製作物等がある場合は、その製作物等(完成品又は画像データ)を協議会に提出してください。
- (4) ロゴマーク等の使用に起因する事故及び第三者への損害等について、協議会は一切の責任を負いません。
- (5) 使用の承認を受けた内容による使用のほか、協議会に無断でロゴマーク等の複製、譲渡又は貸与を行うことその他協議会の著作権を侵害する行為は禁止します。

10 不適正な使用に対する措置

使用を承認した場合においても、虚偽の申請、承認の条件に反していることを確認した場合は、協議会は、その是正を命じるか、又は承認の取消しを行います。

11 個人情報の取扱い

本ガイドラインに基づき収集した個人情報については、ロゴマーク等の使用に関する事務以外の用途には使用しません。